

桶川市職員の病気休暇の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市職員の病気休暇に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(病気休暇の請求)

第2条 桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「規則」という。）第18条第1項の請求については、その都度医師の証明書を添付して請求しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める請求方法とする。

- (1) 規則第11条第3項第1号の公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合 任命権者が定める請求方法とする。
- (2) 規則第11条第3項第3号の病気休暇が認められた場合 6か月ごとに医師の診断書を添付して請求する。
- (3) 前2号に規定する場合以外の定期的に通院加療が必要な場合 次の要件を満たす医師の証明書を添付して請求する。この場合における当該証明書の効力は、6か月を最長とする。

ア 定期的通院が必要となる理由

イ 定期的通院の頻度（月又は週当たりの回数、時間等）

ウ 定期的通院が必要となる期間

エ その他任命権者が必要と認める事項

(職務復帰時の医師の証明書)

第3条 職員が連続する病気休暇を30日以上使用した後に職務に復帰する場合は、職務復帰願（別記様式）に主治医から職務復帰が可能とされた旨を記載した医師の証明書を添付して任命権者に提出しなければならない。

(規則第11条第3項第3号の定期的通院加療が認められる場合)

第4条 規則第11条第3項第3号の定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要と判断された場合とは、身体に係る慢性的疾患に対する治療行為であって、人工透析等のような経過の長いものについて、主治医等が当該治療行為のため定期的に通院加療を行うことが必要と認めるものとする。

(規則第11条第3項第4号及び第5号の明らかに異なる負傷又は疾病)

第5条 規則第11条第3項第4号及び第5号の明らかに異なる負傷又は疾病には、症状が明らかに異なると認められるものであっても、病因が異なると認められないものは含まれないものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、職員の病気休暇の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

総務課使用欄						所属課使用欄				

職務復帰願

年 月 日

桶川市長

所属名

職名・氏名

年 月 日から 年 月 日まで病気療養のため病気休暇を使用しておりましたが、別添のとおり主治医より職務復帰の許可がありましたので、年 月 日より職務復帰をしたく願い出ます。